

石川県公報

平成 28 年 10 月 25 日

第 1 2 9 4 7 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目

次

告 示

○一般競争入札の落札者等	(産業政策課)	1
○県道の区域の変更	(道路整備課)	1
○県道の供用の開始	(同)	2
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正	(出納室)	2

公 告

○公共測量実施公告	(監理課)	2
公安委員会		
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正		2

告

示

石川県告示第469号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成28年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
高性能X線光電子分光分析装置 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県工業試験場管理部総務課
金沢市鞍月2丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成28年8月18日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社勝木太郎助商店
金沢市示野町西67番地
- 落札金額
61,981,200円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成28年7月8日

石川県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年10月25日から同年11月8日まで縦覧に供する。

平成28年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
苅谷津幡線	河北郡津幡町字津幡ル5番1地先から 河北郡津幡町字津幡ル1番10地先まで	旧	6.48～7.98	54.8	津幡土木 事務所 維持管理課
		新	6.62～26.31	54.8	

石川県告示第471号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成28年10月25日から同年11月8日まで縦覧に供する。

平成28年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
苅谷津幡線	河北郡津幡町字津幡ル5番1地先から 河北郡津幡町字津幡ル1番10地先まで	平成28年10月25日	津幡土木 事務所 維持管理課

石川県告示第472号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成29年1月16日から施行する。

平成28年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行金沢駅前支店の項中「金沢市此花町」を「金沢市笠市町」に改める。

公 告**公共測量実施公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (道路基準点測量)	平成28年10月1日から 同年12月16日まで	石川県内の国道8号、159号、470号 における国土交通省直轄管理区間

公 安 委 員 会**石川県公安委員会告示第133号**

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成28年10月25日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）七尾警察署管内の表に次のように加える。

166	東三階町交差点	七尾市旭町い部9番地1先 県道七尾鳥屋線と市道高階8号線との交差点	H28. 9. 29
-----	---------	--------------------------------------	------------

167	井田東	鹿島郡中能登町井田 4 部 1 番地 1 先 県道七尾鹿島羽咋線上	H28. 9. 29
-----	-----	--------------------------------------	------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 珠洲警察署管内の表に次のように加える。

88	大谷小中学校前	珠洲市大谷町 1 字 78 番地先 国道 249 号上	H28. 9. 29
----	---------	--------------------------------	------------

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 白山警察署管内の表に次のように加える。

545	市道 H13-2 号線	白山市徳光町 3819 番地先	徳光町方向から徳光北交差点方向への右折	車両	終日
546	市道 H124 号線	白山市徳光町 2713 番地 1 先	北陸自動車道方向から徳光交差点方向への右折	車両	終日
547	市道 H13-2 号線	白山市徳光町 2392 番地 1 先	徳光町方向から徳光北交差点方向への右折	車両	終日
548	松任海浜公園管理用道路	白山市徳光町 2398 番地 1 先	北陸自動車道方向から徳光スマート I C 交差点方向への右折	車両	終日

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 白山警察署管内の表 16 の項を次のように改める。

16	主要地方道金沢美川小松線	白山市小川町 1254 番地先から 白山市手取町ケ部 11 番地 1 先まで	終日	約 4,630 メートル
----	--------------	---	----	--------------

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 七尾警察署管内の表に次のように加える。

28	県道七尾鹿島羽咋線	七尾市古府町ぬ之部 82 番地先から 七尾市八幡町い之部 65 番地 1 先まで	終日	約 2,790 メートル
----	-----------	---	----	--------------

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 2 以上の警察署管内にまたがる表 4 の項を次のように改める。

4	国道 159 号 (鹿島バイパス含む)	羽咋郡宝達志水町吉野屋ろ之部 1 番地先から 七尾市国分町ヲ之部 40 番地先まで	終日	約 23,400 メートル (羽咋署約 9,600 メートル、七尾署約 13,800 メートル)
---	---------------------	--	----	---

別表第 10 (普通自転車歩道通行可) 白山警察署管内の表に次のように加える。

116	主要地方道金沢美川小松線	白山市徳光町 4052 番地先から 白山市徳光町 2306 番地 1 先まで (東側)	終日	約 50 メートル
117	主要地方道金沢美川小松線	白山市徳光町 2344 番地 1 先から 白山市徳光町 2346 番地 1 先まで (西側)	終日	約 50 メートル

別表第 11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表 285 の項を次のように改める。

285	主要地方道金沢美川小松線	白山市鹿島町 1 号 9 番地 1 先から 白山市小川町 1254 番地先まで	約 2,630 メートル	毎時 50 キロメートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引①②③を除く。)
-----	--------------	--	--------------	--------------	----	--------------------------

別表第 18 (駐車禁止) 七尾警察署管内の表に次のように加える。

79	県道七尾鹿島羽咋線	七尾市古府町ぬ之部 82 番地先から 七尾市八幡町ろ部 3 番地先まで	約 2,390 メートル	終日	車両
----	-----------	--	--------------	----	----

別表第18（駐車禁止）七尾警察署管内の表4の項を次のように改める。

4	国道159号	七尾市川原町28番地1先から 七尾市古府町た部10番地先まで	約1,160 メートル	終日	車両
---	--------	-----------------------------------	----------------	----	----

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表138の項を次のように改める。

138	削	除
-----	---	---

別表第13（車両通行帯）白山警察署管内の表51の項を次のように改める。

51	削	除
----	---	---

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）白山警察署管内の表18の項を次のように改める。

18	削	除
----	---	---